

日本インターネットプロバイダー協会倫理規定

第1章 総則

(目的)

第1条 当規定は、当会の会員が法令や当会がホームページ上で公開する行動指針等を遵守することはもとより、高い倫理観に基づく適正な活動を行うことを方針として掲げ、もって、当会内の役職員は勿論、会員相互の適切な関係を維持することにより、インターネットプロバイダービジネスの健全な発展に寄与することを目的とするものである。

第2章 ハラスメントの防止

(禁止行為)

第2条 当会員は、当会の職員や他の当会員を会務遂行上の対等なパートナーとして認め、当会における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、当会において次の第2項から第3項に掲げる行為をしてはならない。

2 パワーハラスメント

- ① 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- ② 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
- ③ 自身の意に沿わない当会員対して、会務から除外するなど人間関係からの切り離し
- ④ 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- ⑤ 当会の職員や他の当会員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに当会の職員や他の当会員に暴露するなどの個の侵害

3 セクシュアルハラスメント

- ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③ うわさの流布
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 性的な言動により、当会の職員や他の当会員の会務への意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際・性的関係の強要
- ⑦ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った当会の職員や当会員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑧ その他、当会の職員及び他の当会員に不快感を与える性的な言動

(相談及び苦情への対応)

第3条 職場、部会、協会が開催する会合、会員が協会の立場で参加する外部会合、JAIPAが主催する各種イベント、およびそれらに関わる懇親会・交流の場、およびワーキンググループ活動、その他におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は神谷法律事務所とする。

2 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。

3 上記相談がなされた場合、協会は神谷法律事務所と協力して対応し、問題の解決に努めるものとする。

第3章 情報漏洩の禁止

(秘密保持義務)

第4条 当会員は、会務を通じて開示を受けた会員、国及び地方公共団体、並びに、第三者の技術情報、知見、その他の企業情報の内、当会が秘密として書面で明示した情報（以下「秘密情報」という）を、当会の事前の文書による承諾無しに第三者に開示もしくは漏洩してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものは秘密情報から除外する。

- (1) 開示を受ける前に既に公知、公用のもの
- (2) 開示を受ける前に自ら所有していたもの、又は第三者から入手していたことを証明できるもの

- (3) 開示を受けた後に自己の責によらないで公知、公用となったもの
- (4) 開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から入手したものであることを証明できるもの

(個人情報保護)

第5条 当会員は会務を通じて個人情報を扱う際は当会が定める「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.jaipa.or.jp/privacy/>)を遵守し、その保護に努めるものとする。

第4章 贈賄の禁止

(贈賄の禁止)

第6条 当会員は、国内外を問わず、公務員又はこれに準ずる立場の者（以下「公務員等」という）の職務行為に影響を与えることを意図して、当該公務員等に直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出てはならないものとする。

第5章 環境保全

(環境保全への努力)

第7条 当会員は、持続可能な社会の実現を目指し、将来を担う次の世代に健全で美しい地球環境を残すため、あらゆる場面で限りある資源を大切に、企業活動を通して環境保全活動に努めると共に、豊かな地域社会を築くよう努めるものとする。

第6章 規定の見直し

(規定の見直し)

第8条 本規定は、社会情勢の変化に伴い、必要に応じ見直し改正を行うものとする。改正にあたっては理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規則は、2023年4月1日より施行する。